

はしがき

デジタル技術の飛躍的な進歩とインターネットの普及に伴い、著作物の創作、流通、そして利用の形態は、日々刻々と多様化・複雑化している。かつては想定されなかった新たな利用形態が次々と生まれる現代において、著作権法には、著作者の権利保護と公正な利用の確保という二つの要請の狭間で、常に困難な舵取りが求められている。本書は、こうした変動の激しい時代状況の中で、著作権を制限する必要がある事項に対し、迅速かつ確に対応可能な法制度設計とはいかなるものか、そのあり方を探求することを目的とする。

現行の著作権法制において、新たな技術や利用形態が登場するたびに、個別具体的な権利制限規定を逐一追加する手法では、立法プロセスが技術の進歩に追いつかず、法的な空白期間を避けることができない。その一方で、一般条項のみに依存すれば、何が適法で何が違法かの予測可能性が損なわれ、法的安定性を害する懸念がある。

そこで本書が探求し、提唱する制度設計は、この「具体的妥当性」と「法的安定性」という、しばしば対立する価値を調和させるための「動的な」アプローチである。具体的には、あらかじめ抽象的かつ包括的な著作権の制限規定を設けておき、著作権を制限すべき新たな事象が生じた場合には、とりえずそれを適用することで暫時の対応をなす。そのうえで、集積された事例をもとに、事後的に立法府による具体的かつ詳細な立法を促すという、司法と立法が連携した二段階の循環的な構想である。このような仕組みを整えることで初めて、行為者の予見可能性を高めつつ、本来制約されるべきではない公益的な著作物利用に対する「萎縮効果」を取り除くことが可能になるとの発想に基づいている。

さらに、本書では著作物の利用について、「対価」の観点を導入して分析を行う。権利制限の議論において、常に「無償」での利用を前提とする必要はない。本書では、そもそも著作物の利用者から対価を徴収することが正当化されるか否か、また正当化されうるもののなかでも、権利者が利用者から個別に

許諾を与え、対価を徴収することの効率性の程度（市場の失敗の有無）に着目して詳細な分類を行う（第1章第六節）。

そのうえで、既存の国際条約上の権利制限に関する規律や、主要国の著作権法における制限規定の形式の相違を概観する。その過程で、対価の徴収自体が正当化し得ない場合や、あるいは対価の徴収自体は正当化されうるものであっても、それが高額に設定されることで利用が事実上妨げられ、教育や研究の推進、障害者の情報アクセスといった他の重要な法益が害されることを抑止する必要がある場合に対し、いかにして迅速かつ的確に対応すべきかを検討する。

筆者が本書の目的をこのように設定した契機は、視覚障害者等の著作物利用を促進するために著作権を積極的に制限すべき旨を明示的に定めた「マラケシュ条約」への各国の対応にある。同条約の批准・実施にあたり、国内法の整備が極めてスムーズであった国と、既存の法体系との整合性に苦慮し、思うように進まなかった国の双方が存在しているとの認識を筆者が得たことが、研究の出発点となった。筆者は、その要因として、単なる各国の政治的意志の違いだけでなく、各国の著作権法における制限規定の「規定ぶり」、すなわち法構造そのものの相違に根本的な原因があるのではないかと仮説を立てたのである。

上記の仮説を裏付ける具体的な作業として、本書ではまず、それぞれの国内法を拘束する著作権に関する多国間条約の経緯とその解釈を概観し（第2章第一節）、その上で、条約体系における著作権の制限の位置づけを再検討する（第2章第二節、第三節）。

ついで、各国の国内法に目を転じ、採用されている著作権の制限規定を、その柔軟性の程度や立法形式から複数のアプローチに類型化する（第3章第一節）。さらに、各国のマラケシュ条約への対応を具体的な題材として、条約による著作権の制限の要請に対するそれぞれの対応を明らかにした上で比較検討を行う。そこで得られた知見をもとに、著作権を制限する必要がある事項に対し、迅速かつ的確に対応可能な制度設計のモデルとして、参照可能な立法例を指摘する（第3章第二節）。ここでは特に、独自の柔軟な対応を可能にするオーストラリア著作権法の規定が、わが国の法制度にとっても重要な示唆を与えることとなる。

そのうえで、本書が提唱する、著作権を制限する必要がある事項へ迅速かつ的確に対応可能な規定（動態的な制限規定）が、著作者により利用者が利用の対価を徴収されることが正当化されない場合と、対価の徴収自体は正当化されるものであっても、対価を高額に設定されることで利用が妨げられ、教育や研究の推進など他の法益が害されることを抑止する必要がある場合（第一章第六節）に、広く妥当することを明らかにする（第4章第三節2）。

なお、本書は、著者が2023年1月に一橋大学大学院法学研究科に提出した博士学位請求論文を骨子とし、その後の法改正や議論の進展を踏まえて加筆修正を施したものである。

また、本書は、日本学術振興会科学研究費助成事業（若手研究）「『動態的な著作権の権利制限規定』のすすめ—オーストラリア著作権法からの示唆」（18K12691）による助成を受けた研究成果の一部を成すものである。

本書を世に問うにあたり、公私にわたり数多くの方々から多大なるご支援とご厚情を賜った。

まず何より、筆者の研究生生活の原点であり、本書の成立において特筆すべき存在である長塚真琴先生（一橋大学教授）に、心からの感謝を申し上げたい。長塚先生には、筆者が小樽商科大学の学部生としてゼミナールに在籍していた当初より、今日に至るまで長きにわたり師事し、知的財産法学という学問の基礎からその深淵へと導いていただいた。博士学位請求論文の完成までには、筆者の非才ゆえに長い歳月を要し、幾度となく立ち止まることがあった。そのような時でも、先生は変わらぬ忍耐強さと深いご理解をもって、遅々として進まぬ筆者の歩みを辛抱強く、かつ温かく支え続けてくださった。学部時代から続く先生の長年にわたる薫陶がなければ、本書が完成することは決してなかったであろう。ここに、言葉に尽くせぬ感謝と、深甚なる敬意を捧げたい。

また、田村善之先生（当時北海道大学教授、現東京大学教授）には、北海道大学大学院法学研究科修士課程の指導教員として、またその後の北海道大学における21世紀COEプログラム及びグローバルCOEプログラムにおいては拠点リーダーとして、当時研究員であった筆者を厳しくも温かくご指導いただいた。先生には、法学研究の進め方や研究者としての作法、心得を徹底的に叩き込まれるとともに、本研究の根底にある問題意識の萌芽を育んでいただいた。本書の

議論は、先生のご指導下で培った知見を礎とするものであり、その学恩は今なお筆者の支えとなっている。ここに改めて深甚なる謝意を表したい。

本書の元となった博士学位請求論文の審査においては、仮屋広郷先生（一橋大学教授）、玉井利幸先生（同教授）より、多角的な視点から鋭くも温かいご指摘を賜った。両先生のご指導により、本書の議論は独りよがりなものから脱し、より客観的で精緻なものへと高められた。さらに、構想段階においては、国際著作権法学会日本支部（ALAI JAPAN）の研究会にて発表の機会をいただき、参加された諸先生から多くの示唆に富むご助言をいただいたこと、ならびに長塚ゼミで苦楽を共にした同輩・後輩諸氏との議論が、孤独な執筆作業の支えとなったことを付記し、感謝したい。

そして、本書の出版という最後にして最大の難関において、法律文化社の畑光様にはひとかたならぬお世話になった。畑様の編集者としての矜持と深い理解がなければ、本書が日の目を見ることはなかった。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

なお、本書の刊行にあたっては、公益財団法人日本証券奨学財団（Japan Securities Scholarship Foundation）の出版助成金、及び山形大学研究成果公開支援制度の助成を受けた。多くの恩義に支えられ、ここに研究の成果を上梓できる喜びを噛み締めつつ、お世話になったすべての皆様への謝辞としたい。

2025年12月

佐藤 豊